

第4回 戦没者遺骨鑑定センター運営会議

議事次第

日時：令和3年12月14日（火）13:00～15:00

開催方法：Web開催

1 開会

2 議題

- ・遺骨鑑定の状況及び今後の進め方等について
- ・遺骨収集事業の取組状況等について
- ・その他

3 閉会

【配付資料】

資料 1：遺骨鑑定の状況及び今後の進め方等について

資料 2：戦没者の遺骨収集事業の概要

参考資料 1：戦没者遺骨鑑定センター運営会議等の開催について

参考資料 2：令和4年度援護関係予算概算要求の主要事項

遺骨鑑定状況及び今後の進め方等について

1. 身元特定DNA鑑定会議について

＜戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定の実施状況＞

- 収容した戦没者遺骨については身元が判明した場合には遺族に返還しているが、平成15年度から遺族が希望する場合は身元特定のためのDNA鑑定を実施し、令和3年11月末までに1,205件の身元が判明した。
- これまでは遺留品や埋葬記録等から遺族を推定できる場合などに限ってDNA鑑定を行っていたが、遺族の高齢化を踏まえ、平成29年度から沖縄県で、令和2年度からは硫黄島及びキリバス共和国ギルバート諸島トラフ環礁で収容された戦没者遺骨について、広報を通じて戦没者の遺族と思われる方からの申請を募り、手掛かり情報がない場合であってもDNA鑑定を試行的に実施。
- 令和2年8月及び9月にキリバス共和国の戦没者遺骨2柱、12月に硫黄島の戦没者遺骨2柱について、それぞれ遺族との間で身元が特定されたことから、令和3年10月から遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定を、対象地域を拡大して、公募により実施している（検体を採取できた遺骨がある全ての地域で実施。）。令和3年11月末時点で、623件の申請を受け付けている。
- 令和3年度は6月と9月に身元特定DNA鑑定会議を開催しており、3回目の会議を12月15日に開催予定。

2. 所属集団判定会議について

＜遺骨判定の状況＞

- 所属集団の推定については、検体ごとにSTR型を基本としたDNA分析結果を踏まえた判断を行い、当該検体が埋葬されていた場所の状況（埋葬地名簿や部隊記録等から日本人以外が含まれていない等）の判断を加味して、「日本人の遺骨である」「日本人の遺骨である可能性が低い」「次世代シーケンサによるSNP分析でさらに所属集団の推定を行う」のいずれかの判定を実施。令和3年11月末までに、3,236件の判定を行った。
- その結果の内訳は「日本人の遺骨である」が2,457件、「日本人の遺骨である可能性が低い」が40件(※)、「次世代シーケンサによるSNP分析でさらに所属集団の推定を行う」が739件となっている。
※「日本人の遺骨である可能性が低い」40件については返還に向け相手国と協議中。
- 令和3年度は6月と9月に所属集団判定会議を開催しており、3回目の会議を12月20日に開催予定。

※ 所属集団判定会議の下で、DNAの分析結果を踏まえた判断の整理を行う所属集団判定会議DNA鑑定分科会を月2回程度開催し、1回に5埋葬地程度、150検体程度の判定にむけた整理を行っている。

また、所属集団判定会議を3ヶ月に1回程度開催し、それまでにDNA鑑定分科会にて議論されたものの判定を行っている。(既に収集してDNAデータ(STR分析)のある遺骨(約8600件)については、令和2年度から3年程度でデータベースを参照した判定を終えることを目指している。)

なお、新たに検体のみを持ち帰った遺骨について、DNA分析(STR分析)の結果が出次第、優先して判定を行うこととしている。

3. 令和3年度委託事業(次世代シーケンサ)の進捗状況について

○ 次世代シーケンサを使用したSNP分析による所属集団判定については、これまで戦没者の遺骨を用いて実施した例がなく、令和2年度に委託事業での実施を開始した。その有用性を確認すべく、引き続き、令和3年度も委託事業を実施している。

今後、委託事業の結果を踏まえ、戦没者遺骨鑑定センター運営会議において議論を行った上で、次世代シーケンサを使用したSNP分析による所属集団判定を今後どのように進めていくかを判断することとしている。

4. 同位体分析の活用に係る検討会について

○ 戦没者遺骨収集事業において収集した遺骨の所属集団判定に必要な応じ同位体分析を応用するに当たっての課題等を議論・検討するため、援護担当の大臣官房審議官の下、同位体分析等の専門家による「戦没者遺骨収集における同位体分析の活用に係る検討会」を開催し、計4回の議論を行った。

年内目途に同検討会の報告書を取りまとめる予定。

5. 戦没者遺骨の鑑定体制の強化について

○ 令和3年9月14日に、「鑑定調整室」を廃止して、遺骨の鑑定業務を所掌する「戦没者遺骨鑑定推進室」と、遺骨及び遺骨を伴う遺留品の管理・調査に関する業務を所掌する「戦没者遺骨調査室」を設置し、二室体制とした。

○ 収集した遺骨のSTR型を基本とした分析を加速するため、既にDNA鑑定を委託している鑑定機関(大学)の他に、厚生労働省自らがDNA分析(STR分析)・DNA鑑定を行えるよう、来年度に分析施設の稼働を予定している。

戦没者遺骨の身元特定DNA鑑定会議について

身元特定DNA鑑定会議について

戦没者の遺骨を関係遺族にお返しするため、平成15年度から、記名等のある遺留品等を手掛かりに関係遺族を推定できる場合には、希望する遺族に対して国費により身元特定のためのDNA鑑定を実施している。

現在、DNA鑑定の専門家で構成される本会議において、戦没者遺骨と関係遺族に係る個別のDNA鑑定を行っている。

【会議概要】 ※議事要旨は厚生労働省ホームページにおいて公表しています。

1 第1回会議(令和2年7月29日開催)

○ 63件について鑑定を行った。このうち、血縁関係の確認ができたものが3件。血縁関係の確認ができなかったものが49件。11件については、より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。

2 第2回会議(令和2年9月29日開催)

○ 54件について鑑定を行った。このうち、血縁関係の確認ができたものが3件。血縁関係の確認ができなかったものが49件。2件については、より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。

3 第3回会議(令和2年12月22日開催)

○ 81件について鑑定を行った。このうち、血縁関係の確認ができたものが9件。血縁関係の確認ができなかったものが65件。7件については、より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。

4 第4回会議(令和3年2月17日開催)

○ 28件について鑑定を行った。このうち、血縁関係の確認ができたものが4件。血縁関係の確認ができなかったものが18件。6件については、より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。

5 第5回会議(令和3年3月23日開催)

○ 60件について鑑定を行った。このうち、血縁関係の確認ができたものが6件。血縁関係の確認ができなかったものが5件。49件については、より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。

6 第6回会議(令和3年6月22日開催)

○ 53件について鑑定を行った。血縁関係の確認ができたものが1件。血縁関係の確認ができなかったものが51件。1件については、より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。

7 第7回会議(令和3年9月22日開催)

○ 110件について鑑定を行った。血縁関係の確認ができたものが4件。血縁関係の確認ができなかったものが103件。3件については、より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。

遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定(試行的取組の結果)

○遺留品等の手掛かり情報のない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定については、戦後70年以上を経てご遺族が高齢化されていることを踏まえ、試行的取組として、平成29年度より沖縄県、令和2年度からは硫黄島及びキリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁で收容された戦没者遺骨について公募により実施している。

【キリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁のご遺骨について】

- ・ キリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁にて收容された米国DPAA(※)管理下のアジア系遺骨については、令和元年に米国DPAAより、DNA鑑定等のための検体の提供を受け、専門機関において、身元特定のためのDNA分析等を実施。※米国DPAA・・・米国国防総省捕虜・行方不明者調査局(Defense POW/MIA accounting Agency)
- ・ ご遺族から提供された検体と米国DPAAから提供された検体の照合を行ったところ、令和2年8月及び9月に2柱について日本人遺族との間に血縁関係があるとの結果が得られた。
- ・ 当該2柱のご遺骨については、ハワイのDPAA研究所に保管されていたところ、新型コロナウイルス感染症によるハワイへの渡航制限が緩和されたことから、令和2年11月27日に日本へ持ち帰り、令和3年2月にご遺族にお渡しした。

【硫黄島のご遺骨について】

- ・ ご遺族から提供された検体と硫黄島で收容された戦没者遺骨の検体の照合を行ったところ、令和2年12月に2柱について日本人遺族との間に血縁関係があるとの結果が得られた。
- ・ 令和3年2月に1柱、3月に1柱をご遺族にお渡しした。

遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定を
沖縄、硫黄島及びキリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁以外の地域にも拡大して実施することについて

【これまでの経緯と現状】

- 戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定については、これまで遺留品等からご遺族が推定できる場合に、ご遺族からの申請に基づいて戦没者遺骨とのDNA鑑定を行い、判明した場合、ご遺骨を返還している。
- 戦後70年以上を経てご遺族が高齢化されていることを踏まえ、平成29年度より、沖縄県で収容された遺留品等の手掛かり情報のない戦没者遺骨について、試行的にDNA鑑定を公募により実施してきた。
- また、令和2年4月から、試行的取組の対象を拡大し、硫黄島及びキリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁の戦没者遺骨についても、DNA鑑定を公募により実施している(その他の地域における実施については、試行的取組の結果を踏まえ検討することとしていたところ。)
- その結果、令和2年8月及び9月に、キリバス共和国の戦没者遺骨計2柱について、ご遺族との間で身元が特定され、また、令和2年12月には、硫黄島の戦没者遺骨2柱について、ご遺族との間で身元が特定されたところ。
- 上記の結果を踏まえ、遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定を地域を沖縄、硫黄島及びタラワ環礁以外の地域にも拡大して、公募により実施することとし、令和3年10月を目途に受付を開始する旨を令和3年2月5日に公表。

【令和3年度の取組状況】

- 7月にDNA鑑定の対象地域を公表し、8月27日に厚生労働省ホームページに申請方法の詳細を公表。
- 10月1日から申請受付を開始(申請件数623件(令和3年11月末現在))。
- 本取組をご遺族に広くお知らせするため、以下のとおり、広報活動を実施。
 - ・ 政府広報や全国紙・ブロック紙を含む地方紙各紙への新聞広告
※6月:全国紙・ブロック紙、7月:沖縄県主要地方紙、9月:全国紙、ブロック紙及び沖縄県主要地方紙、11月:地方紙60紙
 - ・ 政府広報によるインターネットテキスト広告(8月9日～8月15日)
 - ・ 日本遺族会や地方自治体の広報誌への掲載依頼
 - ・ 地方自治体や介護施設におけるポスターの掲示やリーフレットの設置
 - ・ 沖縄でDNA鑑定相談会を実施(10月26日、27日)

(参考)令和3年8月27日 報道発表



Press Release

報道関係者 各位

令和3年8月27日(金)
 【照会先】
 社会・援護局事業課鑑定調整室
 事業専門官 徳永 みどり (内線 3482)
 調査係長 中村 昭彦 (内線 4511)
 (代表番号)03-5253-1111
 (直通番号)03-3595-2228

遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定にかかる対象地域拡大と申請手続について

厚生労働省では、遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定を、対象地域を拡大して公募により実施することとし、令和3年10月1日から、ご遺族と思われる方からの申請受付を開始することとしましたので、申請書様式や申請書の提出方法等の詳細についてお知らせします。

(以前より実施している、沖縄、硫黄島及びバラタラワ環礁の身元特定のためのDNA鑑定も引き続き申請を受け付けています。)

具体的には、別添の戦没者遺骨を収容できた地域(検体が採取できたご遺骨がある地域)を対象に申請を受け付け、申請された死亡場所等の情報に基づき、厚生労働省保管資料等との照合調査を行い、DNA鑑定を実施します。

[申請書の提出方法]

DNA鑑定を希望するご遺族は、「DNA鑑定申請書」に必要事項を記入の上、下記の宛先まで提出いただきます。

なお、申請書等の様式は下記の連絡先に請求いただくか、又は厚生労働省のホームページ(本日掲載 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137645_00006.html)からもダウンロードいただけます。

[連絡先及び申請書の提出先]

(電話番号) 03-3595-2219
 (メール宛先) dnakantei@mhlw.go.jp
 (FAX宛先) 03-3595-2229
 (郵送宛先) 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
 厚生労働省 社会・援護局 事業課 鑑定調整室

(参考)DNA鑑定対象地域拡大お知らせ用リーフレット

戦没者のご遺族の皆さま

戦没者遺骨をご遺族のもとへ

遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の
 身元特定のためのDNA鑑定の対象地域を拡大します
 (沖縄、硫黄島、キリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁以外の地域でも実施)

～令和3年10月1日から申請受付開始～

DNA鑑定の目的

厚生労働省はDNA鑑定により戦没者遺骨の身元を特定してご遺族のもとへご遺骨を返還する事業を行っています。
DNA鑑定は戦没者遺骨の検体を採取した下記の地域で実施します。



- ・硫黄島
- ・インド
- ・インドネシア
- ・沖縄
- ・樺太
- ・旧ソ連等
旧ソ連、モンゴル
- ・タイ
- ・中部太平洋地域
ウエーク島、ギルバート諸島、
ツバル、トラック諸島、
パラオ諸島、マーシャル諸島、
マリアナ諸島、メレオン島
- ・東部ニューギニア
- ・ノモンハン
- ・ビスマーク・ソロモン諸島
- ・フィリピン
- ・ミャンマー (50音順)

※令和3年8月時点の状況。他の地域も戦没者遺骨の検体が採取された次第鑑定を実施します。



検体採取キット(ご遺族用)

申請者

上記の地域の戦没者の配偶者、子、父母、孫、兄弟姉妹、または甥(おい)、姪(めい)等ご遺族が複数おられる場合は、遺族間の総意をできるだけとりまとめ、代表者が申請書を提出してください。申請でお悩みの場合はまずはご相談ください。

申請方法

「DNA鑑定申請書」に必要事項を記載のうえ、下記の申請書提出先にメール、FAX、または郵送にて提出してください。

※「DNA鑑定申請書」は厚生労働省の下記連絡先に請求いただくか厚生労働省ホームページからもダウンロードいただけます。

申請書提出先

- ①メール宛先 dnakantei@mhlw.go.jp
- ②FAX宛先 03-3595-2229
- ③郵送宛先 100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省 社会・援護局事業課 DNA鑑定担当

DNA鑑定の流れ

- ①DNA鑑定実施可能と判断されたご遺族へ、DNA鑑定実施の同意書と検体採取キットをお送りします。
- ②検体提供者ご自身が検体を採取(専用の綿棒で口の頬の内側の粘膜を採取する簡単なもの)し、検体と同意書を厚生労働省に郵送いただきます。
- ③提供いただいた検体を、厚生労働省から鑑定機関にお渡しし、ご遺骨とのDNA鑑定を行います。

DNA鑑定にかかる費用負担

DNA鑑定料は全額国が負担します。

※費用負担について厚生労働省からご遺族にご連絡することはありません。

※申請書の提出、検体採取キット及び同意書の返送の際の送料は自己負担になります。

戦没地が不明などお迷いの方もまずはご相談ください

お問い合わせ・ご相談先電話番号

03-3595-2219

受付時間(平日のみ)

9:30~18:00

詳細はホームページ
をご確認ください



戦没者遺骨DNA鑑定

検索



DNA鑑定の実施状況 (令和3年11月末現在)

(括弧内は令和3年3月末時点の件数)

検体数 12,510 ※1 (12,380)	DNA抽出済み 11,614 (11,406)	身元が判明した遺骨 1,205 (1,200)	
		日本人の遺骨であることの確認状況	日本人の遺骨 2,457 (829)
			日本人である可能性が低い遺骨 500 (500) <small>・遺骨収集有識者会議専門技術チーム報告書において指摘されたもの※2 460件(460) ・所属集団判定会議における判定 40件 (40)</small>
			次世代シーケンサにて更なる分析を行う遺骨 980(371) <small>・遺骨収集有識者会議専門技術チーム報告書において指摘されたもの※3 241件(241) ・所属集団判定会議において更なる分析が必要とされたもの 739件(130)</small>
DNA未抽出(今後実施予定のもの) 896※4 (974)		今後、所属集団の判定を行う予定 6,472 (8,506)	

※1 平成11年度以降、身元特定のために持ち帰った検体の総数。

※2 「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム 報告書」(令和2年3月25日)において、日本人を主体とした埋葬地ではないとされたロシア7事例

※3 「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム 報告書」(令和2年3月25日)において、一部日本人の遺骨である可能性が低い遺骨も入ったロシア2埋葬地、10検体の全てが日本人の可能性が低いとされたフィリピン1事例。「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された可能性が新たに指摘された事例について」(令和元年12月18日)において公表した、ロシア4事例、ミャンマー2事例、ツバル1事例。

※4 DNA抽出中のものを含む。

戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定状況

令和3年11月末現在(単位:件)

年度	判明	否定	計
平成15年度	8	0	8
平成16年度	47	24	71
平成17年度	157	36	193
平成18年度	168	245	413
平成19年度	149	187	336
平成20年度	145	71	216
平成21年度	86	76	162
平成22年度	46	60	106
平成23年度	30	15	45
平成24年度	32	65	97
平成25年度	68	126	194
平成26年度	65	125	190
平成27年度	43	93	136
平成28年度	40	394	434
平成29年度	16	50	66
平成30年度	49	444	493
令和元年度	25	231	256
令和2年度	26	186	212
令和3年度	5	154	159
計	※1,205	2,582	3,787

※判明数の内訳(旧ソ連地域:1,179、南方等:26)

年度別身元特定のDNA鑑定の実績
(令和3年11月末現在)

年度	遺骨の鑑定数	遺族の鑑定数	(参考)鑑定機関数
平成29年度	202	191	11
平成30年度	330	397	11
令和元年度	768	502	12
令和2年度	955	553	12
令和3年度	946	353	12

※1:再鑑定の件数を含む

※2:令和3年度はDNA抽出中のものを含む

地域別保管検体数
(令和3年11月末現在)

収集地域	検体数
旧ソ連	7,081
モンゴル	632
樺太	80
ノモンハン	112
硫黄島	628
沖縄	857
フィリピン	40
インドネシア	36
タイ	2
インド	4
ミャンマー	102

収集地域	検体数
東部ニューギニア	280
ビスマーク・ソロモン諸島	823
マリアナ諸島	239
パラオ諸島	101
マーシャル諸島	73
ギルバート諸島(タラワ)	171
ウエーク島	6
トラック諸島	20
メレヨン島(ウォーレアイ)	6
ツバル	1
不明	11

合 計	11,305
------------	---------------

※身元が特定され、ご遺族にお返ししたものを除く。
 ※米国大使館等から受領し収集地域が不明のものは、
 収集地域欄に「不明」と表記。

戦没者遺骨の所属集団判定会議について

所属集団判定会議について

「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において、収容された遺骨の一部について、日本人の遺骨ではない可能性が指摘されていたにもかかわらず、適切な対応がなされていなかったことから、事業の見直しを行い、令和2年5月に見直し方針を公表し、日本人の遺骨であるかの判定を、専門家による「所属集団判定会議」で行うこととした。

【会議概要】 ※議事要旨は厚生労働省ホームページにおいて公表しています。

1 第1回会議(令和2年7月31日開催)

○ 所属集団判定会議について

当面の検討課題等を整理し、日本人と判定する基準、遺骨収容に関する技術の向上等について、検討していくこととされた。

○ 日本人遺骨の判定について

国際的なデータベースを基に日本人と判定する基準(判定基準)を設定するに当たり整理すべき事項について議論を行った。今後さらに具体的な判定基準を議論していくこととされた。判定基準の議論を行う際、令和元年8月に検体を採取したカザフスタン(第347収容所レニノゴルスク市)埋葬地の14検体のDNAデータ等を資料として検討した。14検体のうち、2検体については日本人の遺骨である蓋然性が低く、その他の12検体については日本人の遺骨である蓋然性があるが、判定結果を確定するには至らず、引き続き、判定基準を含め議論を行い、日本人の遺骨であるか否かを判定することとされた。

2 第2回会議(令和2年10月2日開催)

○ 日本人遺骨の判定について

STR型を基本とした分析(Y-STR、ミトコンドリアDNA)結果を基に国際的に利用されているWeb上のデータベース(YHRD、EMPOP)を利用して導き出したY染色体・ミトコンドリアDNAのハプログループと埋葬地・収容地の性格区分により日本人の遺骨の蓋然性を判定する基準について検討した。

○ カザフスタン(第347収容所レニノゴルスク市)埋葬地の判定について

令和元年8月に検体を採取したカザフスタン(第347収容所レニノゴルスク市)埋葬地の14検体について判定を行った。

3 第3回会議(令和2年12月3日開催)

○ ロシア、沖縄、マーシャル諸島、ビスマーク・ソロモン諸島、キリバス、ウェーク島、ミャンマー、東部ニューギニア、フィリピンの遺骨の検体について判定が行われた。

4 第4回会議(令和3年3月10日開催)

○ 硫黄島、樺太、東部ニューギニア等(オーストラリア・クイーンズランド博物館)、ロシアの遺骨の検体について判定が行われた。

5 第5回会議(令和3年6月10日開催)

○ ロシア、カザフスタン、パプアニューギニア、パラオ、ミャンマーの遺骨の検体について判定が行われた。

6 第6回会議(令和3年9月13日開催)

○ ロシア、ベトナム、インド、タイ、カザフスタン、ソロモン諸島、硫黄島の遺骨の検体について判定が行われた。

所属集団判定会議における戦没者遺骨の所属集団判定状況

令和3年11月末現在(単位:件)

年 度	判定 会議	日本人遺骨	日本人遺骨の可 能性が低い	次世代シーケンサに て更なる分析を行う	計
令和2年度	第1回	/	/	/	999
	第2回	12	2	0	
	第3回	130	0	44	
	第4回	687	38	86	
令和3年度	第5回	606	0	444	2,237
	第6回	1022	0	165	
計		2,457	40	739	3,236

※ このほか、遺骨収集有識者会議「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム」によるロシア7事例の判定により日本人遺骨の可能性が低いと判定された遺骨が460件ある。

また、同チーム報告書(令和2年3月25日)において、一部日本人の遺骨である可能性が低い遺骨も入ったロシア2埋葬地、10検体の全てが日本人の可能性が低いとされたフィリピン1事例、「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された可能性が新たに指摘された事例について(令和元年12月18日)において公表した、ロシア4事例、ミャンマー2事例、ツバル1事例の遺骨計241件について次世代シーケンサにて更なる分析を行うこととしている。

1. 経緯

- 同位体分析(※1)については、令和2年5月に厚生労働省がとりまとめた「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて」において、
 - ・ 放射性炭素同位体分析による年代測定を必要に応じ実施し活用する
 - ・ 遺骨の所属集団の判定(日本人の遺骨であるかの判定)に応用できる可能性があることから安定同位体分析の研究を行っていくとされたところ。
- 令和3年4月以降4回にわたり、援護担当の大臣官房審議官の下、同位体分析等の専門家を構成員とした「戦没者遺骨収集における同位体分析の活用に係る検討会」を開催(※2)。

※1 同位体分析について

- ・ 同位体: 同じ元素でも中性子の数が異なり質量数(重さ)が違う原子。例えば、炭素(C)には、自然界では中性子の数が異なる ^{12}C 、 ^{13}C 、 ^{14}C の3つの同位体が存在する。同位体には、同じ原子のまま安定している「安定同位体」(例: ^{12}C 、 ^{13}C は炭素のまま存在)と、原子核が不安定で放射線を出しながら壊れて、徐々に他の原子になる「放射性同位体」(例: ^{14}C は壊れて窒素(N)になる)とがある。
- ・ 放射性炭素同位体分析: 「放射性同位体」である炭素(^{14}C)を用いて、生物の生存していた年代を測定する分析法。 ^{14}C は自然界ではほぼ一定の割合で存在している。生物の生命活動停止後は、その生物の遺骸において炭素 ^{14}C は時間とともに壊変し、一定の期間(半減期)をかけて窒素(N)へ変化していく。この ^{14}C の減少の割合を利用し、生物の生存していた年代を推定する。
- ・ 安定同位体分析: 「安定同位体」である原子の割合により、生物の生存していた地域や環境を推定する分析法。酸素(O)の場合、質量数が異なる ^{16}O と ^{18}O という安定同位体が存在。酸素の同位体比($^{18}\text{O}/^{16}\text{O}$)は、各地域における大気や水などの環境により変化し、そこに生きる生物の体内に反映される。育った地域によって生物中の酸素の同位体比が異なることを利用し、その生物の生息する環境を推定する。

※2 同位体分析を戦没者遺骨の鑑定に応用するにあたっての重要な課題である以下の点等について議論を行った。

- ・ 検体処理に関するプロトコル(作業手順)の妥当性について
- ・ 同位体分析の有用性と、具体的な判定基準の作成について

2. 現状及び今後の方針

- 現在、沖縄の古墓(沖縄に古来よりある自然壕等を利用した墓)由来の遺骨と戦没者遺骨を区別することを目的として試験的に放射性炭素同位体分析による年代測定を行っている。
より精度を高めるために、引き続き研究を行う。
- 安定同位体分析は、理論的には、戦没者遺骨の鑑定(日本人の遺骨であるかの所属集団判定)にも有用であるが、遺骨収集事業の対象地域での応用可能性については、データ不足などにより、まだ検証されていない。
今後、検証が行われた後、DNA分析と組み合わせて安定同位体分析を戦没者遺骨の鑑定プロセスに応用することも必要となる場合があると考えられるため、引き続き研究を行う。

【参考】

参考1 「戦没者遺骨収集における同位体分析の活用に係る検討会」構成員

※ 50音順、敬称略、○は座長

いしだ はじめ 石田 肇	琉球大学大学院医学研究科人体解剖学講座教授
がくはら たかし 覚張 隆史	金沢大学国際文化資源学研究センター助教
そめた ひでとし 染田 英利	社会・援護局事業課戦没者遺骨鑑定推進室事業専門官 (併) 防衛医科大学校防衛医学研究センター付(兼) 琉球大学非常勤講師
たやす いちろう 陀安 一郎	総合地球環境学研究所研究基盤国際センター教授
よねだ みのる 米田 穰 ○	東京大学総合研究博物館放射性炭素年代測定室教授

参考2 今後の研究予定内容の詳細

- (1) 分析法に係る標準プロトコルの作成
 - 分析法に係る標準プロトコル(標準分析法)(歯・骨)を作成する。
- (2) 放射性炭素年代測定における暫定基準値の検証及び基準値の作成
 - 沖縄の古墓由来の遺骨に関し、現在試験的に実施している取組について、現在の暫定基準値が妥当か、また、この暫定基準値を定めるにあたって使用したデータ(試験条件、生データ、統計処理法など)が妥当か精査を行う。
 - 精査過程で判断した結果、データの品質が十分であれば、既存データから安全域を考慮した基準値を作成する(不十分であれば、新たに実測した結果から参照データを収集する)。
 - 作成した基準値をもって古墓由来の可能性のある遺骨の判定に活用する。必要に応じ基準値を見直す。
- (3) 安定同位体分析の所属集団判定への応用についての検証
 - 歯牙を収集するなどにより、炭素、窒素、酸素、硫黄、ストロンチウム等の同位体比データを収集する。
日本人についてのデータの精査及び収集を行い、同位体比の分布域図及び基準値を作成し、基準値の有効性を検証する。
また、パイロットスタディとして海外の地域(例えば南方地域)においても取組を進める。
 - 各国の遺骨に関する安定同位体分析の応用事例を収集する。
 - 対象地域における食物や水由来試料から得られる安定同位体比分布予測モデルの作成を検討する。

戦没者の遺骨収集事業

(資料2)

概要

昭和27年度以来、厚生労働省では、海外の戦没者の遺骨収容を実施。

海外戦没者概数 約240万人	収容遺骨概数	約128万柱
	未収容遺骨概数	約112万柱
	うち 海没遺骨	約30万柱
	相手国事情により収容が困難な遺骨	約23万柱
	上記 以外の未収容遺骨(最大)	約59万柱

(注) 遺骨収集事業による収容遺骨数 約34万柱

令和3年11月末日現在

これまでの遺骨収集事業の推移

第1次
昭和27年～32年

第2次
昭和42年～47年

第3次
昭和48年～50年

昭和51年
～平成17年

平成18年～
平成27年

平成28年～現在

陸海軍部隊の復員時や引揚時に送還した遺骨

約93万
2千柱

・旧主要戦域となった各地を船舶で巡航して実施。
・専ら戦没者の象徴遺骨(遺骨の一部)を収容、昭和32年度に政府事業としては、概了。

その後も、遺族や戦友による独自活動継続

・旧戦域に数多くの遺骨が放置されているとの遺族や戦友の指摘、旧戦域の開発等により、遺骨が発見される事例が多くなっていくことを踏まえ、改めて計画的な遺骨収集を実施(6年計画)。

・航空便の利用や現地住民を雇用して実施。

昭和48年度から民間団体に対する補助事業を実施(昭和48年度～:2/3補助、平成13年度～:3/3補助)

・遺骨収容に国民の関心が高まったこと(横井庄一氏救出)、戦後30年が近かったことにより、遺骨収集の充実強化を図る(3年計画)。

・相手国の事情等で収容できなかったが、新たに収骨が可能となった地域等について継続的に遺骨収集を実施。

・遺骨情報の減少等により、収容が困難になりつつあったため、民間団体等の協力を得て海外未収容遺骨の集中的な情報収集を開始。

遺骨収集推進法により令和6年度までを集中実施期間として取組を促進

○平成28年度以降、交戦国国立公文書館等に所蔵されている、交戦国陸海軍部隊等が作成した第二次世界大戦中及び戦後直後の戦闘報告書等から日本人戦没者の埋葬等に関する記述を抽出・取得・分析することにより、有効な遺骨情報を収集。

・収容遺骨数
約1万2千柱

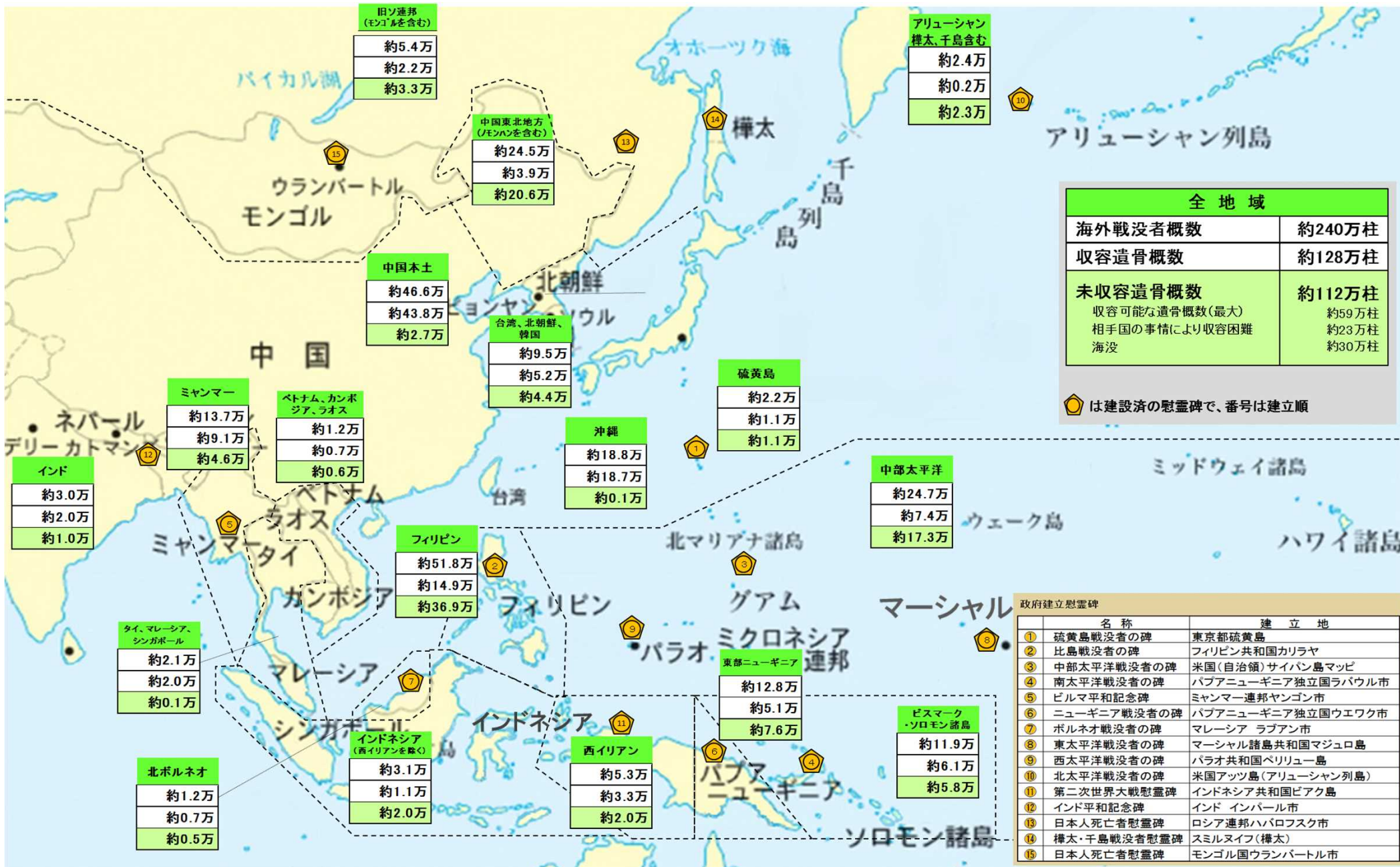
・収容遺骨数
約11万5千柱

・収容遺骨数
約10万柱

・収容遺骨数
約8万6千柱

・収容遺骨数
約3万2千柱

地域別戦没者遺骨収容概見図(令和3年11月末時点)



※表中の数字は、百の位で四捨五入しているため、足し上げが合わない箇所がある。

収容遺骨数の推移、現地調査の計画

1. 過去5年間の収容遺骨数（令和3年11月末日時点）

地 域	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
【南方等戦闘地域の遺骨】						
硫黄島	19	17	42	11	46()	10()
沖縄	30	7	18	56	57()	
中部太平洋	89	124	98	264	2	
タイ・マレーシア・シンガポール						
ミャンマー	10	12	30			
北ボルネオ						
インドネシア(西イリアンを除く)						
西イリアン						
フィリピン						
東部ニューギニア	112	91	42			
ピスマーク・ソロモン諸島	326	457	494	5		
インド		3				
千島・樺太・アリューシャン	7	18	2	7		
中国東北地方(ノモンハンを含む)	20					
中国本土						
台湾・北朝鮮・韓国	1					
ベトナム・カボジアラオ						
その他	1					
地域不明	4	1				
南方等 小計(柱)	619	730	726	343	105	10
【旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨】						
旧ソ連	267	209	112	61		
モンゴル						
旧ソ連等 小計(柱)	267	209	112	61	0	0
合計(柱)	886	939	838	404	105	10

鑑定中のため暫定値

2. 今後の遺骨収集の実施方針

- 令和元年12月に、関係省庁連絡会議を開催し、戦没者遺骨収集推進戦略を決定。
- 同戦略において、現地調査を加速化することとしたことを踏まえ、令和2年度及び令和3年度における現地調査の派遣回数を令和元年度からほぼ倍増することを計画したが、新型コロナウイルス感染症の影響により計画どおり実施できていない状況。
- 相手国における新型コロナウイルスの感染症の感染状況を踏まえ、遺骨収集が実施できる状況が整い次第、速やかに事業を再開。

○【旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨】

- 場所及び名簿の情報がある57埋葬地について、令和3年度までに全て現地調査を実施（令和3年度は10回実施予定）することとしていたが、新型コロナウイルス感染症による影響と、現時点で現地が既に寒冷期に入ったことにより、調査が実施できていない状況。
- 令和4年度以降、相手国における新型コロナウイルス感染症が収束後、現地調査を実施し（令和4年度は10回実施予定）、その結果を踏まえて令和6年度までに遺骨収集を実施。
- 57埋葬地の名簿登載者数 4,760名

○【南方等戦闘地域の遺骨】

- 海外資料調査により埋葬地と推定された地点及び戦友等から提供された情報に基づく埋葬地と推定される地点を対象として、海外現地調査を令和2年度から令和4年度までの3年間で実施（令和3年度は59回実施予定）することとしていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度及び令和3年度の調査が実施できていない状況。
- 令和4年度以降、相手国における新型コロナウイルス感染症が収束後、現地調査を実施し（令和4年度は54回実施予定（派遣期間等を見直し、可能な限り過去2年度分の挽回を図る））、その結果を踏まえて令和6年度までに遺骨収集を実施。

令和3年度における戦没者遺骨収集事業の対応について

(コロナ禍における遺骨収集事業の対応)

各国の入国制限等の現状

令和3年11月末時点、遺骨収集の対象国については、外務省の感染症危険情報は全ての国に対しレベル2(不要不急の渡航は止めてください)又はレベル3(渡航中止勧告)が発出されている。

また、遺骨収集の対象国については、一部を除き、入国制限(入国拒否など)又は入国後の行動制限(14日間の自己隔離など)がかかっている状況(レベル2の地域であっても、医療体制の問題から外国人の入国に厳しい国もある。)。



令和3年度のこれまでの派遣実績

硫黄島遺骨収集等 → 派遣者を絞るなどして調査派遣等を15回、収集派遣を2回実施し、24柱の遺骨を収容。

収集派遣は壕内に入り、密な環境で作業を行うことから渡島前にPCR検査を実施して対応。

令和3年6月に鹿児島県西之表市喜志鹿崎沖に沈む旧日本軍機に係る遺骨・遺留品の確認調査派遣を実施。

令和3年11月に米国に職員を派遣し、在外公館が保管している日本人戦没者である蓋然姓が高いと判定した遺骨の検体を送還。

今後の遺骨収集の実施に向け、外交ルートを通じた文書の送付や、厚労省と遺骨収集の対象国によるオンライン協議を実施。



令和3年度の今後の取組

硫黄島の派遣を令和4年1月下旬に実施予定。沖縄への派遣についても条件が整えば実施を検討。

海外派遣は、感染症危険情報や入国制限等の状況を見ながら検討。状況が改善され、派遣が可能と判断された国から順次、事業を実施。

- 令和4年度の派遣に向けた派遣計画の策定及び準備。

硫黄島における戦没者遺骨収集について

戦没者概数：21,900人 収容遺骨概数：10,540柱 未収容遺骨概数：11,360柱

概況

- ・ 硫黄島については、日本の領土であるにもかかわらず、約1万1千柱の遺骨が未帰還である。
- ・ 平成23年、関係省庁からなる「硫黄島からの遺骨帰還のための特命チーム」設置。
- ・ 平成25年3月、「硫黄島に係る遺骨収集帰還に関する関係省庁会議」設置。
- ・ 平成26年3月、関係省庁会議において「平成26年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針」が決定され、当該取組方針に基づき、毎年度計画的に取り組んでいる。

実績

令和3年度は現時点の実績。(収容遺骨数については、鑑定中の遺骨があるため暫定値)

- ・ 硫黄島では、昭和27年からこれまで143回遺骨収集を実施している。

<収容遺骨数の推移>

(単位:柱数)

28年度	29年度	30年度	令元年度	令2年度	令3年度
19	17	42	11	46	24(暫定)

<派遣回数数の推移>

	28年度	29年度	30年度	令元年度	令2年度	令3年度
調査等	23	30	24	23	20	14
収集	4	2	3	4	3	2

令和3年度の取組状況

- ・ 令和2年度に引き続き以下の取組を実施。
 - 外周道路外側の面的調査により確認された地下壕等からの遺骨収容
 - 平成23～30年度に実施した面的調査のフォローアップ調査
 - 滑走路地区における、面的なボーリング調査による地下壕の探査
 - 滑走路地区周辺の地下壕の、閉塞地点の先の地下壕の有無の調査
 - 改良型地中探査レーダを用いた北飛行場跡地(半面)における地下壕の調査
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、調査・収集に係る派遣者について、PCR検査を実施。

硫黄島戦没者遺骨引渡式について

令和3年10月19日(火)及び12月9日(木)千鳥ヶ淵戦没者墓苑において、硫黄島戦没者遺骨引渡式を実施し、硫黄島から帰還された遺骨が、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会の遺骨収集団により、厚生労働省へ引き渡されました。

遺骨引渡式は、遺骨収集団が送還した戦没者の遺骨を厚生労働省に引き渡すために行うものであり、原則として遺骨収集団の帰還時に千鳥ヶ淵戦没者墓苑で行っています。

同式典では、日本戦没者遺骨収集推進協会等の関係団体代表者、関係国会議員、遺族等の参列を得て、帰還した遺骨をお迎えしています。

昨年は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、千鳥ヶ淵戦没者墓苑での遺骨引渡式を実施することができませんでしたが、今年度は、参列遺族等の人数を絞り、規模を縮小して遺骨引渡式を実施しました。

令和4年2月にも実施予定。



遺骨を厚生労働省に引き渡す
遺骨収集団員



献花する山本厚生労働副大臣



献花後の様子

沖縄における戦没者遺骨収集について

戦没者数：188,136人 収容遺骨数：187,488柱(うち、政府による遺骨収集数：51,992柱) 未収容遺骨数：648柱

概況

- ・ 沖縄県においては、発見される遺骨の状況に応じ、厚生労働省と沖縄県が役割を分担して遺骨収集を進めている。
- ・ 厚生労働省：宅地造成・道路工事等で発見された大規模地下壕など、重機による掘削等が必要な大規模な遺骨収集を実施。
- ・ 沖縄県：県民等からの情報により、地表付近で発見された遺骨について、遺骨収集ボランティアの方と連携して遺骨収集を実施。
沖縄県においては、開発業者等が遺骨を発見した場合、市町村、警察へ通報し、沖縄県が設置した「戦没者遺骨収集情報センター」が遺骨を収集する仕組みが構築されている。

実績

- ・ 沖縄においては、戦後まもなく、沖縄の人々により遺骨収容が行われ、13万5千余柱に上る遺骨が収容された。
- ・ 昭和31年以降は、総理府が琉球政府に委託して遺骨収集を実施。昭和47年の沖縄返還に伴い遺骨収集は総理府から厚生省に移管され、これまでに51,992柱の遺骨を収容した。
- ・ 令和2年度末までに合わせて187,488柱の遺骨を収容した。

(参考) 沖縄戦没者数 188,136人(沖縄県推計)

- ・ 沖縄戦没者遺骨収集等委託費() 令和3年度予算 約26百万円
厚生労働省は、沖縄県が設置した「戦没者遺骨収集情報センター」に係る費用及び遺骨収集ボランティアの活動費等について沖縄県に支出。

< 収容遺骨数の推移 >

(単位：柱数)

28年度	29年度	30年度	令元年度	令2年度
30	7	18	56	57(暫定)



平成28年度浦添市前田の軍用壕群での遺骨収集の様子
(土中の遺骨を確認中)



令和元年度糸満市東里の山城壕での遺骨収集の様子
(埋没した構築壕の位置を特定中)

令和3年度の取組状況

- ・ 令和3年度は、沖縄県が設置した戦没者遺骨収集情報センターが、米国公文書館から得た沖縄南部の遺骨情報38ヶ所(糸満市、八重瀬町)のうち、未調査の16ヶ所の調査を行ったが、遺骨は見つからなかった。
- ・ 沖縄においては、発見された遺骨が沖縄戦における戦没者の遺骨でなく古墓()由来の遺骨の可能性があるという特殊性を踏まえ、遺骨収集手順書(別冊沖縄編)を作成した。 沖縄に古来からある自然壕等を利用した墓のこと。

各地域の取組状況

1 旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨

地域	統計・実績 (令和3年11月末日時点)	現状・課題	今後の予定
旧ソ連	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 53,000人 ・収容遺骨概数 18,750柱 ・未収容遺骨概数 34,250柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロシア政府から提供された情報で収容可能な埋葬地及び現地調査が必要な埋葬地情報(57か所)を保有。 ・未確認の埋葬地について、引き続きロシア側に資料の提供を求める。 ・日本側資料等に基づき、現在、未確認の埋葬地に係る資料や情報の収集を実施。 ・令和3年度は、年度当初に3地域において埋葬地調査を、3地域において遺骨収集を計画したが、新型コロナウイルス感染症の影響と、現時点で現地が寒冷期に入ったことにより、調査が実施できていない状況。 ・また、令和元年9月に過去にロシアにおいて収容した遺骨の一部が日本人の遺骨でない可能性があるとの指摘をこれまでの「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において受けていたことを公表。ロシア政府とは同年9月以降、複数回実務的協議を実施しており、これまでに日本側からは、①同年9月に公表した9事例に関するDNA鑑定結果、同年12月に公表した4事例の概要等について説明を行い、遺骨の返還を含む今後の対応について協議を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指摘を受けた埋葬地の遺骨の取扱や今後の遺骨収集の実施等に関し、各地方政府等との調整も含めて、引き続き、ロシア政府等との協議を進める。 ・相手国における新型コロナウイルス感染症が収束後に速やかに、現地派遣を開始できるよう、外務省や在外公館を通じて相手国関係機関と調整する。

各地域の取組状況

地域	統計・実績 (令和3年11月末日時点)	現状・課題	今後の予定
モンゴル	<ul style="list-style-type: none"> (モンゴル抑留中死亡者) ・戦没者概数 1,700人 ・収容遺骨概数 1,500柱 ・未収容遺骨概数 200柱 ノモンハン地域の戦没者遺骨は、抑留中死亡者と区別して、中国東北部(ノモンハンを含む)における遺骨収容として整理している。	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の埋葬地を除き概了。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は、確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、埋葬地調査の実施を検討する。

【戦没者の遺骨収集を推進するために現地政府等との協議等が必要な地域】

ウズベキスタン (旧ソ連地域)	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者数 812人 ・収容遺骨数 0柱 ・未収容遺骨数 812柱 (旧ソ連地域の統計・実績に含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ウズベキスタン国内に13か所の埋葬地情報を保有しているが、宗教上の理由により、ウズベキスタン国内での遺骨収集の許可が得られない状況。 ・令和元年12月、ウズベキスタン共和国大統領の訪日の際の首脳会談において、両国民の気持ちを踏まえた遺骨に関する実務的な協議を行うことで一致したことを受け、これまでにロシア側より資料提供のあった13の埋葬地のうち、未整備と思われる2埋葬地についての現地調査を実施できるよう協議を開始。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、外務省とも連携し、現地調査を実施できるよう協議を行う。
--------------------	--	--	---

各地域の取組状況

2 南方等戦闘地域の遺骨

地域	統計・実績 (令和3年11月末日時点)	現状・課題	今後の予定
沖縄	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者数 188,136人 ・収容遺骨数 187,488柱 ・未収容遺骨数 648柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・地表で発見された遺骨の収容・情報収集は沖縄県へ委託して実施。 ・重機による掘削等が必要な大規模な遺骨収集は厚生労働省が実施。 ・令和3年度は、沖縄県が設置した戦没者遺骨収集情報センターが、米国公文書館から得た沖縄南部の遺骨情報38ヶ所(糸満市、八重瀬町)のうち、未調査の16ヶ所の調査を行ったが、遺骨は見つからなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、沖縄県と協力して保有している情報について、現地調査を実施。
硫黄島	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 21,900人 ・収容遺骨概数 10,540柱 ・未収容遺骨概数 11,360柱 <p>現時点の数字 (第3回遺骨収集派遣を含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁会議で決定された「基本的方針」に基づき、計画的に掘削・遺骨収容を実施。 ・令和3年度は24柱を収容。 第1回遺骨収集団 中止 第2回遺骨収集団(10月) 10柱 第3回遺骨収集団(11月) 14柱 第1回は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止。 ・令和3年度はあと1回(1月)実施予定。 	<p>令和3年度は左記を踏まえ、外周道路外側の面的調査により確認された地下壕等からの遺骨収容。</p> <p>平成23～30年度に実施した面的調査のフォローアップ調査。滑走路地区における、面的なボーリング調査による地下20m程度までの地下壕の探査。滑走路地区周辺の地下壕の閉塞地点の先の地下壕の有無の調査。などを継続して行っている。</p> <p>改良型地中探査レーダを用いた北飛行場跡地(半面)における地下壕の探査は探査済(データ解析は4年度に実施予定)</p>

各地域の取組状況

地域	統計・実績 (令和3年11月末日時点)	現状・課題	今後の予定
ミャンマー	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 137,000人 ・収容遺骨概数 91,460柱 ・未収容遺骨概数 45,540柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年3月に遺骨収集を行う予定とされていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により派遣を中止し、それ以後も同影響及びミャンマーの国内情勢により、派遣を実施できない状況。 ・また、令和元年12月に過去に収容した遺骨の一部が日本人の遺骨でない可能性があるとの指摘を「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において受けたことを公表。 ・平成29年度のブラバロオ村での現地調査及び遺骨収集において、現地及び日本側の遺骨鑑定人や、派遣団長の対応が不十分であり、獣骨として現地に埋め戻した骨に人骨が含まれていたことが、平成30年度の現地調査において判明(再度人骨と獣骨を選別し人骨は日本に送還済み)。 <p>当時の派遣団員の意見も聴取し、再発防止策を手順書に明記。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の感染状況及びミャンマー国内情勢の今後の状況を鑑みながら、可能な範囲で早期の事業の再開に向けて、新たな遺骨収集・鑑定プロセスの説明などを行っていく。 ・公表された遺骨のDNA鑑定を行い、日本人でないと判定された場合は、ミャンマー政府に鑑定結果を説明し、取扱いについて協議を行っていく。
マリアナ諸島 ・グアム ・サイパン ・テニアン	(グアム島) <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 20,000人 ・収容遺骨概数 520柱 ・未収容遺骨概数 19,480柱 (サイパン島) <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 55,300人 ・収容遺骨概数 29,230柱 ・未収容遺骨概数 26,070柱 (テニアン島) <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 15,500人 ・収容遺骨概数 10,510柱 ・未収容遺骨概数 4,990柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・グアム歴史保存局から受領見込の遺骨(3柱)あり。 ・サイパン歴史保存局で保管中の収容遺骨(53柱)あり。 ・テニアンで収容し保管中の遺骨(86柱)あり。 ・令和3年8月に、サイパン歴史保存局とオンラインによる会議を開催し、日本側の新たな収集・鑑定プロセスや今後の派遣予定等の説明を行い、了承を得た。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相手国における新型コロナウイルス感染症の収束後に速やかに現地派遣が開始できるよう、外務省や在外公館を通じて相手国関係機関と調整する。

各地域の取組状況

地域	統計・実績 (令和3年11月末日時点)	現状・課題	今後の予定
ギルバート諸島 ・マキン ・タラワ	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 5,500人 ・収容遺骨概数 250柱 ・未収容遺骨概数 5,250柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・タラワ環礁で米国側NGO団体が収集した戦没者遺骨(アジア系)が、現在米国のDPAA管理下にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査による遺骨情報の収集に取り組み、遺骨収集を実施する。
パラオ諸島 ・ペリリュー ・アンガウル	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 16,200人 ・収容遺骨概数 9,210柱 ・未収容遺骨概数 6,990柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・覚書を遺骨収集の抜本的見直しに則したものに改訂協議中(検体送還の規定も追加) ・これまで本地域においては、ペリリュー島を中心に遺骨収集を実施してきたが、今後はアンガウル島(集団埋葬地情報)も取り組むこととしている。 ・ペリリュー島の埋没戦車遺骨情報をはじめ、複数の遺骨情報あり。 ・令和3年11月にパラオ政府関係者とオンラインによる会議を開催し、日本側の新たな収集、鑑定プロセスや今後の派遣予定等の説明を行い、了承を得た。 	<ul style="list-style-type: none"> ・覚書の締結 ・埋没戦車等に係る対応について、更なる詳細情報の収集が必要。 ・相手国における新型コロナウイルス感染症の収束後に速やかに現地派遣が開始できるよう、外務省や在外公館を通じて相手国関係機関と調整する。
トラック諸島	(トラック諸島) <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 5,900人 ・収容遺骨概数 4,100柱 ・未収容遺骨概数 1,800柱 (ウォーレイ(メレヨン)環礁) <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 4,900人 ・収容遺骨概数 3,050柱 ・未収容遺骨概数 1,850柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・水曜島(チューク州トル島)で1か所の埋葬地情報を保有、現在同国政府を通じて地権者と現地調査について調整中。 ・トラック環礁内の沈没艦船で戦没者と思われる遺骨発見の情報あり。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年1月末まで入国禁止。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水曜島については地権者との合意が必要 ・沈没艦船については収集を実施予定。 ・相手国における新型コロナウイルス感染症の収束後に速やかに現地派遣が開始できるよう、外務省や在外公館を通じて相手国関係機関と調整する。

各地域の取組状況

地域	統計・実績 (令和3年11月末日時点)	現状・課題	今後の予定
東部ニューギニア	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 127,600人 ・収容遺骨概数 51,420人 ・未収容遺骨概数 76,180柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度は現地調査を6回実施。令和2年度以降遺骨収集を行う予定としていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により派遣を実施できない状況。 ・PNG国立博物館で保管中の収容遺骨あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相手国における新型コロナウイルス感染症の収束後に速やかに現地派遣が開始できるよう、外務省や在外公館を通じて相手国関係機関と調整する。
ビスマーク・ソロモン諸島 ・ブーゲンビル島 ・ガダルカナル島	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 118,700人 ・収容遺骨概数 60,950柱 ・未収容遺骨概数 57,750柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度はソロモン諸島のガダルカナル島中央の山岳地帯で実施。令和2年度以降はピエズ島、マサマサ島でも実施予定としていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により派遣を実施できない状況。 ・ガダルカナル島で現地保管中の遺骨(約280柱)あり。検体の持ち帰りに際し、収容地点によっては連合国側戦没者の可能性があるため、日米共同鑑定が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相手国における新型コロナウイルス感染症の収束後に速やかに現地派遣が開始できるよう、外務省や在外公館を通じて相手国関係機関と調整する。 ・日米共同鑑定の実施について、DPAAとの調整が必要。
インド	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 30,000人 ・収容遺骨概数 19,960柱 ・未収容遺骨概数 10,040柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年3月に遺骨収集を行う予定としていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により派遣を実施できない状況。 ・令和3年8月にインド外務省とオンラインによる会議を開催し、日本側の新たな収集・鑑定プロセスや今後の派遣予定等の説明を行い、了承を得た。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相手国における新型コロナウイルス感染症の収束後に速やかに現地派遣が開始できるよう、外務省や在外公館を通じて相手国関係機関と調整する。

各地域の取組状況

地域	統計・実績 (令和3年11月末日時点)	現状・課題	今後の予定
北ボルネオ	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 12,000人 ・収容遺骨概数 6,910柱 ・未収容遺骨概数 5,090柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外資料調査により取得した情報(9件)を保有。(蓋然性が高い) ・これまでに昭和31年度から昭和58年度まで4回実施し、1,585柱を収容し送還。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各国の国立公文書館等における資料調査による情報及び確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、現地調査を実施。
樺太・千島	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 24,400人 ・収容遺骨概数 1,810柱 ・未収容遺骨概数 22,590柱 <p>いずれもアリューシャン列島の戦没者を含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・近年はロシア側が50度線の旧国境付近や占守島で収容した日本人戦没者の遺骨を受領。 ・令和元年11月にロシア側の調査団により収集された遺骨のうち、日本人の遺骨である蓋然性が現地で確認された7柱を送還。(検体は通関手続上の技術的問題により現地に保管中。) ・日本人の蓋然性が現地で確認できなかった遺骨については、送還することができなかったため、現地に一時的に保管されているが、新型コロナウイルス感染症の影響により派遣を実施できない状況。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本人戦没者遺骨の引渡連絡がロシア側からあった場合は速やかに遺骨を受領する。 ・相手国内における新型コロナウイルス感染症が収束後に速やかに現地派遣を開始できるよう、外務省や在外公館を通じて相手国関係機関と調整する。

各地域の取組状況

地域	統計・実績 (令和3年11月末日時点)	現状・課題	今後の予定
タイ・マレーシア・シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 21,000人 ・収容遺骨概数 20,200柱 ・未収容遺骨概数 800柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・保有情報なし。 ・各地域での政府派遣による遺骨収集の実績は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> タイ 昭和52年度から平成16年度まで12回実施し、1,980柱を収容。 マレーシア 昭和29年度に28柱、昭和47年度に29柱を収容。 シンガポール 昭和29年度に134柱を収容。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各国の国立公文書館等における資料調査による情報及び確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、現地調査の実施を検討する。
ベトナム・カンボジア・ラオス	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 12,400人 ・収容遺骨概数 6,900柱 ・未収容遺骨概数 5,500柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・保有情報なし。 ・ベトナム 平成15年度に3柱を受領。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各国の国立公文書館等における資料調査による情報及び確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、現地調査の実施を検討する。
韓国・台湾	<ul style="list-style-type: none"> (韓国) ・戦没者概数 18,900人 ・収容遺骨概数 12,400柱 ・未収容遺骨概数 6,500柱 (台湾) ・戦没者概数 41,900人 ・収容遺骨概数 26,300柱 ・未収容遺骨概数 15,600柱 <p>戦没者概数は、海没者約22,000人(韓国約6,500人、台湾約15,500人)を含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保有情報なし。 ・政府派遣による遺骨収集の実績は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 韓国 昭和45年度から平成28年度まで5回実施し、433柱を収容。 台湾 昭和50年度に交流協会に委託し242柱を収容。 	<ul style="list-style-type: none"> ・在外公館等により確度の高い遺骨に関する情報を得られた場合は、現地調査・遺骨収集を実施。

各地域の取組状況

【戦没者の遺骨収集を推進するために現地政府等との協議等が必要な地域】

地域	統計・実績 (令和3年11月末日時点)	現状・課題	今後の予定
インドネシア(西イリアン(西部ニューギニア等)を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 84,400人 ・収容遺骨概数 44,460柱 ・未収容遺骨概数 39,940柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・インドネシア(パプア州・西パプア州)における戦没者の遺骨収集を再開するための協定については令和元年6月ジャカルタにおいて駐インドネシア日本国大使とインドネシア教育文科省文化総局長との間で署名が行われた(協定の効力は3年間)。 ・令和元年度末を目途に、スピオリの遺骨収集を行うことを予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により派遣を中止し、それ以後も同影響により派遣を行うことができない状況。 ・形質鑑定等の結果、日本人と推定された遺骨について、インドネシア側において科学的な鑑定を行うことが可能かインドネシア関係機関との協議・鑑定にかかる合意書の取り交わしが必要。 両国間の協定に基づき、火葬した遺骨のみ日本に送還が可能。したがって、遺骨の検体をインドネシア国外への持ち出しができず、日本側で科学的な鑑定(所属集団判定及び身元特定のDNA鑑定)を行うことができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑みながら、早期の事業の再開に向けて、新たな遺骨収集・鑑定プロセスの説明や協定の延長の協議などを行っていく。

各地域の取組状況

地域	統計・実績 (令和3年11月末日時点)	現状・課題	今後の予定
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 518,000人 ・収容遺骨概数 148,530柱 ・未収容遺骨概数 369,470柱 	<p>< 遺骨収集（現地調査） ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・フィリピン国内における戦没者の遺骨収集を再開するため、フィリピン政府との間で協議を進めてきたが、平成30年5月8日に厚生労働省とフィリピン政府との間で、遺骨収集に係る協力覚書を取り交わし、同協力覚書に基づき、同年10月より事業を開始した。 平成30年度：現地調査2回（ルソン島）、令和元年度：現地調査1回（ルソン島） ・平成30年度から再開した現地調査においては、形質鑑定により日本人であると思われる遺骨については、検体を採取のうえ日本に持ち帰っており、今後、科学的な鑑定を行うこととしている。 ・検体以外の遺骨は、協力覚書に付随する手順指針に基づきフィリピン国立博物館（以下、「NM」と記載）に保管している。 ・令和元年11月に過去に収容した遺骨の一部が日本人の遺骨でない可能性があるとの指摘を「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において受けたことを公表。 ・令和2年度も、計画的に現地調査を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施ができない状況。 ・令和3年7月に、フィリピン外務省をはじめとする関係機関とオンラインによる計画会議を開催し、日本側の新たな収集・鑑定プロセスや令和3年度の事業計画案の説明を行い、了承を得た。 <p>< NM保管遺骨の確認作業 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力覚書以前に収集され、NMに保管中の遺骨は、平成28年12月からフィリピン側の協力を得て遺骨の鑑定を実施している。 	<p>< 遺骨収集（現地調査） ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月末にフィリピン政府に対し、年次活動計画案を提出しているが、今後、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑みながら、予定を変更した年次活動計画等を再提出のうえ、同計画に基づき各派遣の実施を目指す。 収容・鑑定のあり方の見直しに基づく対応を行っていく。 ・公表された遺骨のDNA鑑定を行い、日本人でない可能性が高いと判定された場合は、フィリピン政府に鑑定結果を説明し、取扱いについて協議を行っていく。 ・協力覚書以前に収集され、NMに保管中の遺骨について、引き続き鑑定を実施するとともに、今後同位体分析による年代測定の実施を検討する。

各地域の取組状況

地域	統計・実績 (令和3年11月末日時点)	現状・課題	今後の予定
中国本土、中国東北部（ノモンハンを含む）	(中国本土) ・戦没者概数 465,700人 ・収容遺骨概数 438,470柱 ・未収容遺骨概数 27,230柱 (中国東北部) ノモンハンを含む ・戦没者概数 245,400人 ・収容遺骨概数 39,330柱 ・未収容遺骨概数 206,070柱	(中国本土及び東北部) ・在外公館及び民間団体等から寄せられた情報(12件)を保有。 ・中国国内の国民感情を理由に、中国当局からの許可が下りないことから、遺骨収容は実施できていない。 (ノモンハン<モンゴル側>) ・平成16年度から平成28年度までに遺骨収集を11回実施し、合計284柱の遺骨を送還。 ・ハルハ河戦勝博物館長より遺骨情報の提供あり。	(中国本土及び東北部) ・引き続き、外務省と連携し、機会を捉えて遺骨収容の実施に向けて働きかける。 (ノモンハン<モンゴル側>) ・相手国における新型コロナウイルス感染症が収束後、ハルハ河戦勝博物館長より情報提供のあった遺骨情報について現地調査を行う予定。
マーシャル諸島 ・クエゼリン島 (米軍基地内) ・ウォッセ島	・戦没者概数 19,200人 ・収容遺骨概数 3,000柱 ・未収容遺骨概数 16,200柱	・本地域においては、ウォッセ島の遺骨情報を中心に遺骨収集を実施することとしている。 ・クエゼリン島の集団埋葬地における現地調査のためには、DPAAに情報提供を求め、詳細地点を絞り込む必要がある。また、同島(米軍基地)の立入調査には米軍側の許可が必要。	・相手国における新型コロナウイルス感染症の収束後に速やかに現地派遣を開始できるよう、外務省や在外公館を通じて相手国関係機関と調整する。
バングラデシュ	保有している統計なし	・英連邦戦没者委員会が管理する墓地に、現地の捕虜収容所で死亡した旧日本兵が埋葬されているとの情報(2か所)を保有。 ・相手国からは、同墓地での遺骨収集に協力する旨の回答を得ているが、平成28年7月のダッカ襲撃テロ事件以降、治安状況の悪化により、派遣を見合わせている。	・相手国における新型コロナウイルス感染症の感染状況のほか、外務省等関係行政機関と連携し、現地の治安情勢を踏まえ派遣を調整する。

各地域の取組状況

地域	統計・実績 (令和3年11月末日時点)	現状・課題	今後の予定
アリューシャン列島 (アッツ島)	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 2,600人 ・収容遺骨数 320柱 ・未収容遺骨概数 2,280柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・アッツ島全体が平成21年に環境保護区に指定。(現在は無人島)米国側から、現地調査・遺骨収集の実施までに、現状把握、環境影響評価、道路等のインフラ整備が必要とされている。 ・加えて、厳しい気象条件(極寒地、濃霧等天候不順)、地理的条件(宿泊施設等の修繕、人員や食事等の確保など)への対応が必要であるため、現地調査等を行うための環境整備には数年を要する。 ・アッツ島の現状把握のための事前調査の実施にあたり、米国側(アラスカ陸軍工兵隊)と支払に関する合意書の取り交わしについて具体的な調整を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省等関係行政機関と連携し、米国側と引き続き環境影響評価を含む遺骨収集等の実施のための協議を継続。
北朝鮮	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 34,600人 ・収容遺骨概数 13,000柱 ・未収容遺骨概数 21,600柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年5月、日朝政府間協議において、北朝鮮側が、日本人遺骨問題を含む全ての日本人に関する調査を包括的かつ全面的に実施することに合意(いわゆるストックホルム合意)。 ・平成28年2月10日、国家安全保障会議が我が国独自の対北朝鮮措置を決定し、これを受け北朝鮮側は、同年2月12日に日本人問題の調査を全面的に中止し、特別調査委員会を解体すると発表。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ストックホルム合意に基づき、今後とも、外務省等関係省庁と連携しながら適切に対応する。

各地域の取組状況

地域	統計・実績 (令和3年11月末日時点)	現状・課題	今後の予定
<p>地域不明</p> <p>地域不明区分の遺骨については、在外公館で受領した遺骨で、戦没地の情報がないことにより地域を特定できないもの。</p>	<p>収容遺骨数 17柱</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで、日本の在外公館から寄せられた遺骨情報（今次大戦における交戦国の兵士が戦中・戦後に持ち帰った遺骨）に係る調査及び遺骨受領派遣を行っている。 ・令和3年11月29日から12月3日の間、米国に職員を派遣し、在外公館が保管している日本人戦没者と思われる遺骨について、関係者から取得の経緯等の聴き取りとともに形質鑑定を実施した。 ・その結果、日本人戦没者である蓋然性が高いと判定した遺骨の検体（2検体）を本邦に送還した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省等関係行政機関と連携し、新たな遺骨情報が得られた場合には、米国・豪州等に調査団を送り事実確認を行う。

戦没者遺骨鑑定センター運営会議の 開催について

1．目的

戦没者遺骨鑑定センターの業務の適正運営及び戦没者遺骨の鑑定の適正実施のため、戦没者遺骨鑑定センターにおいて「戦没者遺骨鑑定センター運営会議」(以下「会議」という。)を開催し、同センターの年度計画の審議を行うとともに、戦没者遺骨の鑑定方法の見直しや新たな鑑定技術の活用等について議論を行う。

2．構成

会議の構成員は別紙のとおりとする(法医学、人類学等の専門的知識を有する者)。

3．運営

会議は、率直な意見交換が損なわれるおそれがあることや DNA 情報等の個人に関する情報を保護する必要があるため非公開とする。

なお、会議終了後、可能な範囲で資料を公表し、議事要旨をホームページにおいて公開する。

4．その他

このほか、会議の運営に関し必要な事項は、戦没者遺骨鑑定センターにおいて定める。

別紙

戦没者遺骨鑑定センター運営会議 構成員

(五十音順、敬称略)

あさむら ひでき 浅村 英樹	信州大学医学部法医学教室教授
しのだ けんいち 篠田 謙一	国立科学博物館館長
たまき けいじ 玉木 敬二	京都大学大学院医学研究科法医学講座教授
はしもと まさつぐ 橋本 正次	東京歯科大学副学長

注 は座長

所属集団判定会議の開催について

1．目的

戦没者遺骨について、DNA 鑑定や形質鑑定の結果、埋葬地資料、遺留品等を総合的に勘案し、日本人の遺骨であるか否かを判断するため、戦没者遺骨鑑定センターにおいて「所属集団判定会議」(以下「会議」という。)を開催する。

2．構成

- (1) 会議の構成員は別紙のとおりとする(法医学、人類学等の専門的知識を有する者)。
- (2) 構成員の中から、DNA 鑑定分科会を参集する。

3．運営

会議は、DNA 情報等の個人に関する情報を保護する必要があるため非公開とする。

なお、会議終了後、可能な範囲で資料を公表し、議事要旨をホームページにおいて公開する。

4．その他

このほか、会議の運営に関し必要な事項は、戦没者遺骨鑑定センターにおいて定める。

所属集団判定会議 構成員

(五十音順、敬称略)

あだち のぼる 安達 登	山梨大学医学部法医学講座教授
きたがわ みさ 北川 美佐	大阪医科薬科大学医学教室技術員主幹
さかうえ かずひろ 坂上 和弘	国立科学博物館人類研究部研究主幹
さか ひでき 坂 英樹	明海大学歯学部教授
しのだ けんいち 篠田 謙一	国立科学博物館館長
たけなか まさみ 竹中 正巳	鹿児島女子短期大学生生活科学科教授
はしもと まさつぐ 橋本 正次	東京歯科大学副学長
やまだ よしひろ 山田 良広	神奈川歯科大学大学院災害医療歯科学講座 法歯学教授

注 は座長

は DNA 鑑定分科会構成員

身元特定 DNA 鑑定会議の開催について

1．目的

戦没者遺骨について、DNA 鑑定の結果等を勘案して身元を特定し、遺族に返還するため、戦没者遺骨鑑定センターにおいて「身元特定 DNA 鑑定会議」（以下「会議」という。）を開催する。

2．構成

会議の構成員は別紙のとおりとする（法医学等の専門的知識を有する者）。

3．運営

会議は、DNA 情報等の個人に関する情報を保護する必要があるため非公開とする。

なお、会議終了後、可能な範囲で資料を公表し、議事要旨をホームページにおいて公開する。

4．その他

このほか、会議の運営に関し必要な事項は、戦没者遺骨鑑定センターにおいて定める。

身元特定 DNA 鑑定会議 構成員

(五十音順、敬称略)

あさむら ひでき 浅村 英樹	信州大学医学部法医学教室教授
あさり まさる 浅利 優	旭川医科大学法医学講座准教授
うめつ かずお 梅津 和夫	山形大学医学部医学科法医学教室客員准教授
きたがわ みさ 北川 美佐	大阪医科薬科大学法医学教室技術員主幹
たまき けいじ 玉木 敬二	京都大学大学院医学研究科法医学講座教授
つつみ ひろふみ 堤 博文	日本大学歯学部法医学講座専任講師
なかむら やすたか 中村 安孝	東京歯科大学法歯学・法人類学講座講師
はしやだ まさき 橋谷田 真樹	関西医科大学医学部法医学講座准教授
ふくい けんじ 福井 謙二	東京慈恵会医科大学法医学講座講師
まつすえ あや 松末 綾	福岡大学医学部法医学教室講師
みなくち きよし 水口 清	東海大学医学部客員教授
やまだ よしひろ 山田 良広	神奈川歯科大学大学院災害医療歯科学講座法 医歯科学教授
よしい とみお 吉井 富夫	元警視庁科学捜査研究所理事官

注 は座長

戦没者遺骨収集における同位体分析の活用に係る検討会の開催について

1．目的

戦没者遺骨収集において収集した遺骨の年代測定・所属集団判定のために同位体分析を活用する具体的方法や、活用にあたっての課題等を議論・検討するために、大臣官房審議官（社会、援護、人道調査、福祉連携担当）のもとで「戦没者遺骨収集における同位体分析の活用に係る検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

2．構成

- (1) 検討会の構成員は別紙のとおりとする（同位体分析等の専門的知識を有する者）。
- (2) 検討会に座長を置き、座長は大臣官房審議官（社会、援護、人道調査、福祉連携担当）が指名する。

3．運営

- (1) 検討会は、原則としてWeb会議形式で開催する。
- (2) 検討会は、公開することにより率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるため非公開とする。
なお、検討会終了後、可能な範囲で資料を公表し、議事要旨をホームページにおいて公開する。
- (3) 検討会の庶務は、社会・援護局事業課において行う。

4．その他

このほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が大臣官房審議官（社会、援護、人道調査、福祉連携担当）と協議の上、定める。

戦没者遺骨収集における同位体分析の活用に係る検討会構成員

(五十音順、敬称略)

いしだ はじめ 石田 肇	琉球大学大学院医学研究科人体解剖学講座教授
がくはり たかし 覚張 隆史	金沢大学国際文化資源学研究センター助教
そめだ ひでとし 染田 英利	社会・援護局事業課戦没者遺骨鑑定推進室事業専門官 (併) 防衛医科大学校防衛医学研究センター付 (兼) 琉球大学非常勤講師
たやす いちろう 陀安 一郎	総合地球環境学研究所研究基盤国際センター教授
よねだ みのる 米田 穰	東京大学総合研究博物館放射性炭素年代測定室教授

注 ○は座長

令和4年度援護関係予算概算要求の主要事項

	【3年度予算】	【4年度概算要求】
援護関係予算総額	20,396百万円	→ 20,651百万円
1 援護年金	5,070百万円	→ 4,414百万円
	(受給人員 3,009人 → 2,509人)	
2 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給	1,083百万円	→ 823百万円
支給事務経費の減 〈支給対象件数〉		
・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金	約85万人	
3 遺骨収集事業等の推進	2,764百万円	→ 3,416百万円
(1) 遺骨収集事業	2,151百万円	→ 2,697百万円
ア 硫黄島における遺骨収集事業	1,394百万円	→ 1,520百万円
イ 海外等における遺骨収集事業	598百万円(※)	→ 1,019百万円
ウ 法人運営経費	159百万円	→ 159百万円
(2) 海外公文書館の資料収集	17百万円	→ 17百万円
(3) 遺骨の鑑定	560百万円	→ 666百万円
ア 分析施設（ラボ）設立・鑑定実施	140百万円	→ 174百万円
イ 手掛かり情報のない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定	40百万円	→ 135百万円
ウ 鑑定技術の研究・実用化検討、大学等機関の鑑定実施等	380百万円	→ 358百万円
(4) 遺骨・遺留品の伝達	35百万円	→ 35百万円
(※) 令和3年度は、令和2年度に実施を見合わせた事業に係る予算（390百万円）を加え、必要額（988百万円）を確保。		

4 戦没者慰霊事業等	6 2 7 百万円 → 6 2 7 百万円
(1) 全国戦没者追悼式挙行経費	1 9 5 百万円 → 1 9 7 百万円
(2) 慰霊巡拝等	4 3 1 百万円 → 4 3 0 百万円
ア 慰霊巡拝	9 9 百万円 → 9 9 百万円
イ 政府建立慰霊碑の補修等	5 3 百万円 → 5 3 百万円
ウ 海外・国内民間慰霊碑の管理	2 0 百万円 → 1 9 百万円
(ア) 海外民間建立慰霊碑	1 0 百万円 → 1 0 百万円
(イ) 国内民間建立慰霊碑	1 0 百万円 → 9 百万円
エ 慰霊友好親善事業	2 5 9 百万円 → 2 5 9 百万円
5 昭和館・しょうけい館事業	6 7 8 百万円 → 1, 1 7 6 百万円
(1) 昭和館	4 5 9 百万円 → 4 9 8 百万円
(うち、記録映像等のデジタルアーカイブ化の推進等	0 百万円 → 3 1 百万円)
(2) しょうけい館	2 1 9 百万円 → 6 7 8 百万円
(うち、都市再開発に伴う移転経費	4 2 百万円 → 5 0 4 百万円)
6 中国残留邦人等の援護等	9, 8 4 8 百万円 → 9, 8 3 5 百万円
(1) 中国残留邦人等に対する支援等	9, 6 9 0 百万円 → 9, 6 0 1 百万円
ア 支援給付の実施等	9, 6 5 1 百万円 → 9, 5 6 0 百万円
イ 中国残留邦人等の介護に係る環境整備	3 9 百万円 → 4 1 百万円
(2) 抑留者関係資料の取得及び特定作業関係	1 1 8 百万円 → 1 1 4 百万円
(3) 戦没者等援護関係資料の移管・整備	4 0 百万円 → 1 2 0 百万円
(うち、画像情報検索システムの第二期政府共通プラットフォーム移行経費	0 百万円 → 8 0 百万円)

※ 百万円単位で四捨五入しているため、各欄の増減が一致しない場合がある。

※ 令和4年度概算要求額は、デジタル庁計上分を含む。